

法定外公共物用途廃止に伴う仮確認

申請地 山口市

申請者

住所

氏名

電話番号

事前 審査	道路管理課	開発指導課	上下水道局 水道整備課	上下水道局 業務課

※上下水道施設について、申請地が南部上下水道事務所管内の場合は、そちらで確認をお願いします。

上記申請地において、法定外公共物廃止（払下げを含む）に伴う影響確認（仮の確認であり、影響があれば道路管理課より決裁時改めて合議をする。）

例：

道路管理課：前後の繋がり等、使用に影響を及ぼさないか

開発指導課：建築基準法上の道路に影響を及ぼさないか。

水道整備課
業 務 課：既設上下水道施設に影響を及ぼさないか。
南部上下水道事務所

意見欄

※ご不明の点がございましたら、山口市道路管理課（083－934－2835）までご連絡ください。